

# 第64期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年5月28日（木曜日）午前10時

（受付開始：午前9時15分）

（会場である「サントミューゼ」は、午前9時に開場されます。

それ以前は入館できませんのでご注意ください。）

## 場所

長野県上田市天神三丁目15番15号

サントミューゼ（上田市交流文化芸術センター）

大ホール

株主総会のお土産はご用意しておりません。  
予めご了承ください。

株式会社 竹内製作所

証券コード：6432

## 目次

### 招集ご通知

第64期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使等についてのご案内	4

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	11
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	15
第5号議案 取締役に対する賞与制度導入および取締役（監査 等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	16

### 事業報告

1. 企業集団の現況	21
2. 会社の株式の状況	31
3. 新株予約権等の状況	31
4. 会社役員の状況	32
5. 会計監査人の状況	38

連結計算書類	39
--------	----

計算書類	41
------	----

監査報告	43
------	----

## 株主の皆様へ

### ＜ パーパス

全世界の人々の幸福で豊かな暮らしに貢献する  
当社グループの成長とともに、幸福をステークホルダーと分かち合う

### ＜ 企業理念

## 世界初から世界の **TAKEUCHI** へ

私たちは、創造、挑戦、協調の精神で切磋琢磨しTakeuchiのものづくりを追求します。  
グローバルな視野と感覚をもって、お客さまに信頼される商品とサービスを提供します。  
一人ひとりがつまみ力を活かし、地球にやさしく、豊かな社会の実現に貢献します。

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
第64期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

2025年3月からスタートした第四次中期経営計画では、「Building Excellence ハイクオリティ、ハイパフォーマンス、ハイエンゲージメントで連結売上高3,000億円にチャレンジする。」をスローガンに掲げて各重点施策に取り組んでおります。

初年度は、米国関税の発動や中東情勢の悪化という厳しく、不透明な事業環境ではありましたが、欧米ともに製品需要は堅調に推移いたしました。中でもクローラーローダーの需要は力強く、現状のままでは将来的に生産能力が不足することが想定されます。このため、既存の青木工場の隣接地にクローラーローダーの専用工場を建設する計画であり、順次推し進めてまいります。

当社の小型建設機械は、衣食住の「住」に深く関わり、住宅工事やライフライン工事など、街づくりとその維持管理に不可欠です。世界最高品質の小型建設機械を供給することで、人々の幸せで豊かな暮らしに貢献すること、これが私たちの使命であると認識しております。

今後も、当社製品の持つ強みを最大限に生かしつつ、重点施策を強力に推し進めることで、さらなる企業価値向上に繋げてまいります。

引き続き、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 竹内 敏也

株主各位

証券コード 6432  
(発送日) 2026年5月7日  
(電子提供措置の開始日) 2026年4月24日  
長野県埴科郡坂城町大字上平205番地

株式会社 竹内製作所  
代表取締役社長 竹内 敏也

## 第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

[https://www.takeuchi-mfg.co.jp/ir/event/event\\_03.html](https://www.takeuchi-mfg.co.jp/ir/event/event_03.html)



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6432/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「竹内製作所」または証券コードに「6432」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

また、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、4頁のご案内にしたがって、2026年5月27日（水曜日）午後5時までに到着するように議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p><b>1 日 時</b></p>	<p>2026年5月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）  <b>（会場である「サントミュージゼ」は、午前9時に開場されます。それ以前は入館できませんのでご注意願います。）</b></p>
<p><b>2 場 所</b></p>	<p>長野県上田市天神三丁目15番15号          サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール          （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</p>
<p><b>3 目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第64期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第64期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件          第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件          第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件          第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件          第5号議案 取締役に対する賞与制度導入および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p>
<p><b>4 議決権行使等についてのご案内</b></p>	<p>4頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を同伴してご出席いただくことができますので、当日受付にてお申し出ください。ただし、通訳者や介助者が議決権の行使や質問をすることはできませんので、ご了承ください。
- 車いすでご出席の方には、会場内に専用スペースを設けております。また、ご利用いただける多目的トイレは、1Fと2Fにございます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、法令および当社定款第15条第2項に基づき、次に掲げる事項につきましては本招集ご通知には記載しておりません。
  - ①事業報告の「[業務の適正を確保するための体制]」及び「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 したがって、本招集ご通知は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

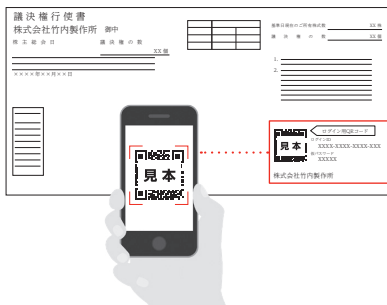


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

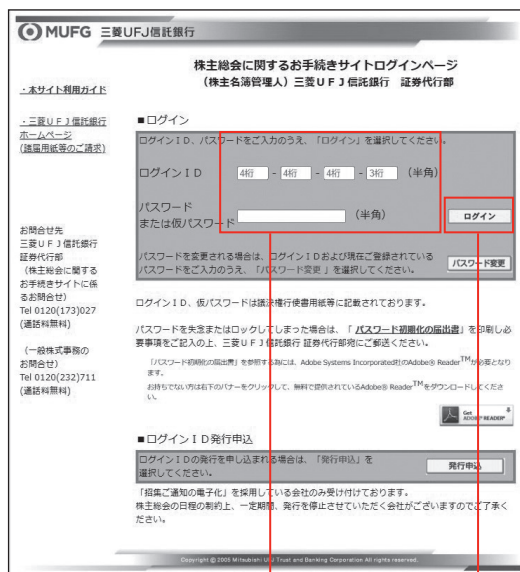
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック



「ログインID・  
仮パスワード」を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン等の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。キャッシュ・フローを成長投資に優先配分し、月商の2ヶ月から2.5ヶ月分を目安として運転資金を確保したうえで、余剰資金を株主還元に充当することを基本方針としております。

- ① 連結配当性向 40% を目指し、段階的に引き上げていく。
- ② 株価水準や資本効率等を勘案のうえ、自己株式の取得を機動的に実施する。

このような方針のもと当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

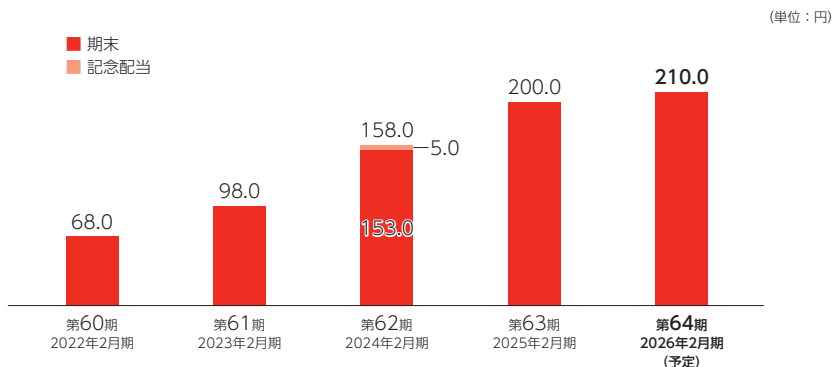
当社普通株式1株につき210円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は**9,719,840,550円**となります。

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月29日といたしたいと存じます。

(ご参考)  
1株当たり  
配当金の推移



**第2号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より迅速な意思決定を行うため2名減員して、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名については、指名諮問委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。また、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
<b>1</b> <b>再任</b>	たけうち あきお <b>竹内 明雄</b>	男性	代表取締役会長	15回/16回 (93.8%)
<b>2</b> <b>再任</b>	たけうち としや <b>竹内 敏也</b>	男性	代表取締役社長 監査室担当	16回/16回 (100.0%)
<b>3</b> <b>再任</b>	よこやま ひろし <b>横山 浩</b>	男性	取締役 開発部、本社工場、青木工場、生産技術部担当	16回/16回 (100.0%)
<b>4</b> <b>再任</b>	クレイ ユーバンクス <b>Clay Eubanks</b>	男性	取締役 営業部、アフターセールスサポート部担当	16回/16回 (100.0%)

候補者番号

1

## 竹内 明雄 (たけうち あきお)

再任



**生年月日**  
1933年11月3日生  
**所有する当社株式の数**  
0株  
**取締役会出席状況**  
15/16回

### 略歴、地位および担当

1963年 8 月 当社設立、代表取締役社長  
2019年 5 月 当社代表取締役会長（現任）

### 重要な兼職の状況

TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.名誉会長  
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役社長  
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役社長  
竹内工程機械（青島）有限公司董事長  
公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会代表理事

### 取締役候補者とした理由

竹内明雄氏は、1963年に当社を設立して以来、創業者として長らく当社を成長発展させてきた実績を有し、企業経営の長い経験と豊富な実績に基づいた優れた経営能力を有しております。これまでの豊富な経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

## 竹内 敏也 (たけうち としや)

再任



**生年月日**  
1963年1月9日生  
**所有する当社株式の数**  
2,097株  
**取締役会出席状況**  
16/16回

### 略歴、地位および担当

1985年 4 月 当社入社  
2004年 5 月 当社取締役村上工場長  
2008年 5 月 当社取締役副社長  
2011年 5 月 当社取締役副社長 製造、品質、調達  
部門統括  
2014年 5 月 当社取締役副社長  
2016年 5 月 当社取締役副社長 生産、開発、品質  
部門掌管  
2017年 5 月 当社取締役副社長  
2018年 5 月 当社取締役副社長 生産、品質、総  
務、経営管理、情報システム部門掌管  
2019年 5 月 当社代表取締役社長 監査室、営業  
部、本社工場、戸倉工場担当  
2020年 5 月 当社代表取締役社長 監査室、本社工  
場、戸倉工場担当  
2021年 6 月 当社代表取締役社長 監査室、本社工  
場、戸倉工場、生産技術部担当  
2022年 5 月 当社代表取締役社長 監査室担当（現任）

### 重要な兼職の状況

TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役  
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役  
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役  
竹内工程機械（青島）有限公司董事

### 取締役候補者とした理由

竹内敏也氏は、生産部門を中心に製造および品質強化を主導してまいりました。2019年5月に代表取締役社長に就任後は、不透明な事業環境の中、強力なリーダーシップを発揮し、果敢に経営課題の解決に取り組み、成果をあげてまいりました。また中期経営計画の策定を主導し、事業の拡大および強化を推進しております。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **3**

## 横山 浩 (よこやま ひろし)

再任



生年月日  
1962年1月17日生  
所有する当社株式の数  
29,957株  
取締役会出席状況  
16/16回

### 略歴、地位および担当

1985年 4 月	当社入社	2023年 6 月	当社取締役開発一部長 開発二部、本 社工場、青木工場、生産技術部担当
2016年 5 月	当社開発部長		
2018年 5 月	当社執行役員開発部長	2024年 5 月	当社取締役 開発部、本社工場、青木 工場、生産技術部担当 (現任)
2020年 5 月	当社取締役開発部長		
2022年 6 月	当社取締役開発一部長 開発二部、本 社工場、生産技術部担当		

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

横山浩氏は、1985年に入社して以来、一貫して開発部門に所属し、現在は開発部門の取締役として、各種新製品開発プロジェクトを推進統括し、新製品をタイムリーに市場に送り出し続けることで、当社の業績拡大に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号 **4**

## Clay Eubanks (クレイ ユーバンクス)

再任



生年月日  
1964年11月16日生  
所有する当社株式の数  
4,688株  
取締役会出席状況  
16/16回

### 略歴、地位および担当

1984年 9 月	TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.入社 セントラルリージョンセールスマネー ジャー	2020年 5 月	当社取締役営業部長 部品部担当
		2021年 5 月	当社取締役営業部長兼部品部長
2000年 1 月	同社副社長ゼネラルマネージャー	2023年 3 月	当社取締役営業部長兼アフターセール スサポート部長
2003年 1 月	同社取締役社長	2024年 5 月	当社取締役 営業部、アフターセール スサポート部担当 (現任)
2018年 5 月	当社常務執行役員		
2019年 5 月	当社取締役 グローバル営業推進担当		

### 重要な兼職の状況

TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役会長	TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役	

### 取締役候補者とした理由

クレイ・ユーバンクス氏は、米国販売子会社の社長として、また2019年からは当社の販売部門の取締役として、市場開拓と販売拡大に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、また取締役会の国際性と多様性が図られることから、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者竹内明雄氏の所有する当社株式の数は0株となっておりますが、同氏が所有していた当社株式の数2,702,100株を、2017年1月31日付で、同氏が代表理事を務める公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会に寄付された旨の報告を受けております。
3. 取締役候補者竹内敏也氏は、2026年1月19日付で株式会社テイクに対し当社株式の数2,654,027株を売却しております。
4. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨て表示)
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き被保険者となります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役5名のうち、草間稔氏、岩淵道男氏、織英子氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案が承認されますと、本総会終結時における監査等委員である取締役は5名となります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1 再任	くさま みのる 草間 稔	男性	取締役 常勤監査等委員	16回/16回 (100.0%)	15回/15回 (100.0%)
2 再任 社外 独立	いわぶち みちお 岩淵 道男	男性	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100.0%)	15回/15回 (100.0%)
3 再任 社外 独立	おり えいこ 織 英子	女性	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100.0%)	15回/15回 (100.0%)

候補者番号

1

# 草間 稔 (くさまみのる)

再任



## 生年月日

1955年7月13日生

## 所有する当社株式の数

3,280株

## 取締役会出席状況

16/16回

## 監査等委員会出席状況

15/15回

### 【監査等委員である取締役との責任限定契約】

当社は、草間稔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## 略歴、地位および担当

1980年 4月	株式会社八十二銀行（現株式会社八十二長野銀行）入行	2012年 5月	当社常勤監査役
2003年10月	同行茅野駅前支店長	2016年 5月	当社社外取締役<常勤監査等委員>
2008年 3月	同行監査役室長	2024年 5月	当社取締役<常勤監査等委員> (現任)

## 重要な兼職の状況

—

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

草間稔氏は、長年勤務した銀行で培われた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な実務経験を活かして今後も当社の経営の監査・監督をしていただくことおよび中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与いただくことを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。



## 生年月日

1955年12月15日生

## 所有する当社株式の数

1,226株

## 取締役会出席状況

16/16回

## 監査等委員会出席状況

15/15回

## 略歴、地位および担当

1979年10月	クーパーズ・アンド・ライブランド (のち 監査法人中央会計事務所) 入社	2017年 7月	岩瀬道男公認会計士事務所代表 (現任)
1983年 8月	公認会計士登録	2018年 5月	当社社外取締役<監査等委員> (現任)
1984年 9月	監査法人中央会計事務所 (のち 中央新光監査法人) 入社	2018年 6月	学校法人松商学園常務理事 (現任) 株式会社R&Cホールディングス社外監査役 (現任)
1992年 8月	中央新光監査法人 (のち みすず監査法人) 社員就任	2020年 6月	キッセイ薬品工業株式会社社外監査役 (現任)
2007年 7月	新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員就任		

## 重要な兼職の状況

学校法人松商学園常務理事  
株式会社R&Cホールディングス社外監査役

キッセイ薬品工業株式会社社外監査役  
岩瀬道男公認会計士事務所代表

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩瀬道男氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その知見を活かして今後も当社の経営の監査・監督をしていただくことおよび中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与いただくことを期待し、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

岩瀬道男氏は、社外取締役候補者であります。

## 【独立役員の出出について】

岩瀬道男氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

## 【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、岩瀬道男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。



#### 略歴、地位および担当

2000年 4月	弁護士登録（長野県弁護士会） 中山法律事務所入所	2018年 4月	長野産業保健総合支援センター相談員 （現任）
2002年10月	神田法律事務所代表（現任）	2019年 6月	株式会社カネテック社外監査役（現任）
2006年 4月	信州大学大学院法務研究科講師	2021年 4月	公立大学法人長野大学理事（現任）
2011年 4月	長野県弁護士会副会長	2022年 4月	長野県労働委員会公益委員（現任）
		2024年 5月	当社社外取締役<監査等委員>（現任）

#### 重要な兼職の状況

神田法律事務所代表

株式会社カネテック社外監査役

#### 生年月日

1972年1月10日生

#### 所有する当社株式の数

172株

#### 取締役会出席状況

16/16回

#### 監査等委員会出席状況

15/15回

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

織英子氏は、長野県弁護士会副会長などを歴任し、弁護士として特に労働安全衛生・職場環境等に豊富な経験と深い見識を有しており、公的な委員としても活躍しておられます。その知見を活かして、当社の経営の監査・監督をしていただくこと、および中立的な立場から当社が取り組むガバナンス・コンプライアンスの強化、人的資本経営の推進に関して有効な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会最終の時をもって2年となります。

織英子氏は、社外取締役候補者であります。

#### 【独立役員の届出について】

織英子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

#### 【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、織英子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き被保険者となります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

### 内山 義隆 (うちやま よしたか)

社外 独立

性別	略歴、地位および担当
男性	1994年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会)
生年月日	片岡総合法律事務所入所
1965年8月7日生	2004年 7月 内山義隆法律事務所代表 (現任)
所有する当社株式の数	2013年 3月 中央債権回収株式会社社外取締役就任
0株	重要な兼職の状況
	内山義隆法律事務所代表

#### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

内山義隆氏は、弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務を中心として民事・商事全般において精通しております。また、社外取締役としての経験があります。その知見を活かして当社の経営の監査・監督をしていただくことおよび中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

内山義隆氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

#### 【独立役員の届出について】

内山義隆氏は、内山義隆法律事務所の代表であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は100万円未満と、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしており、社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

#### 【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

内山義隆氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。内山義隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、その保険料は全額当社が負担する予定であります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 取締役に対する賞与制度導入および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」および「業績連動型株式報酬」で構成されておりますが、本議案は、当社の取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）を対象に、新たに賞与制度を導入すること、およびそれに伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定について、ご承認をお願いするものであります。

2025年5月23日開催の第63期定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額600百万円以内）を見直すものであり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬については年額450百万円以内、取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）の賞与については年額150百万円以内、と改めさせていただきたいと存じます。なお、固定報酬（年額450百万円以内）については、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本賞与制度は、取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）の報酬において、当社の業績および株主価値と連動する報酬の比率を高めることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。その詳細につきましては、下記の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案の内容につきましては、報酬諮問委員会から「取締役の報酬等の内容に係る決定方針」に沿って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を定めるために必要かつ合理的な内容である旨の答申を得て、取締役会で決定しているため、相当であると判断しております。また、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

なお、本議案が原案通り承認可決されることを前提に、「取締役の報酬等の内容に係る決定方針」を後述の【ご参考】欄に記載のとおり、2026年4月10日開催の取締役会にて変更いたしました。また、第2号議案が原案通り承認可決されまると、固定報酬の支給対象となる取締役は4名、本賞与制度の支給対象となる取締役も4名となります。

### 本賞与制度における報酬の内容等

#### (1) 本賞与制度の概要

本賞与制度は、毎事業年度の業績指標の絶対値に応じ、取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）に対して短期インセンティブとして金銭の支給を行う金銭報酬制度で、その内容の概要は次のとおりです。

本賞与制度の対象者	取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）
本賞与制度の金額枠	1事業年度あたり150百万円
参照する連結業績指標	ROE、EBITDAマージン
取締役に対する支給時期	毎事業年度終了後

#### (2) 取締役へ支給する報酬金額の算定方法

制度対象者の役位ごとにあらかじめ定められたテーブルに基づき、毎事業年度の業績指標の絶対値に応じて支給額を決定し、毎事業年度終了後の一定の時期に支給いたします。また、業績指標は、ROEおよびEBITDAマージンとします。いずれの指標も直近5年間の平均値であった場合を100とすると、0~150の範囲で変動します。

### (3) その他の本賞与制度の内容

本議案の範囲内で、本賞与制度に関するその他の内容については、取締役会において定めているものとして一任することの決議をお願いしたいと存じます。ただし、本賞与制度に重要な影響を与える変更等については、法令の要件に従い再度株主総会の決議を取得することといたします。

#### 【ご参考】取締役の報酬等の内容に係る決定方針

本議案が原案通り承認可決されることを前提に、当該方針を以下の内容に変更いたしました。

##### 1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職責に対し適正に処遇するとともに、会社の規模・利益の拡大による、中長期的な企業価値向上をモチベートすることを目的として固定報酬としての基本報酬、役員賞与、および業績連動型株式報酬により構成されます。

社外取締役、および監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であり、固定報酬としての基本報酬のみで構成されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会とします。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額または算定方法の決定に関する手続の客観性および透明性を確保すること等を目的として、取締役会で選任された取締役および監査等委員である取締役全員で構成する任意の報酬諮問委員会を設置します。本委員会は、過半数を独立社外取締役とし、委員長は互選により独立社外取締役である委員から定めるものとします。

##### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任年数、会社業績、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定します。その報酬限度額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内とします。

##### 3. 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法、並びに非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬および非金銭報酬として、役員賞与および業績連動型株式報酬を採用します。

役員賞与は、中長期的な業績向上に向けて、規模を拡大しつつ利益を追うインセンティブとしての機能を目指します。具体的な金額は、固定報酬と変動報酬の割合や、上場企業における報酬水準等の統計を踏まえ、役位ごとに設定します。役員賞与に係る指標としては、高収益を目指す当社の方針を踏まえつつ、規模拡大も図る観点から、ROEおよびEBITDAマージンが適当と判断し、指標として用いるものとします。その報酬限度額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内とします。

業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」という。）を導入します。BIP信託は、連結営業利益率の実績および役位に応じて、取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役の退任時に交付および給付するものです。BIP信託は、連結営業利益率の実績に応じて、33%～150%の範囲で報酬を決定します。また、取締役の役位に応じて差を設け、代表取締役社長を1.00として1.00～0.25の範囲で決定します。業績連動型株式報酬に係る指標としては、本業

によって得た売上高に対し、どの程度利益を得ることができたかを示す指標である連結営業利益率が経営効率性を評価するものとして適当と判断し、指標として用いるものとします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬、役員賞与、および業績連動型株式報酬の割合については、基本報酬を主とします。

5. 取締役の個人別の基本報酬の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬の内容については、審議の客観性および透明性を確保することを目的として、取締役会の決議により委任を受けた報酬諮問委員会が審議・決定します。委任を受けた報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額について、取締役会で決定した方針に従い、株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定する権限を有します。

監査等委員である取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、監査等委員会であり、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員の職務と責任を勘案し監査等委員である取締役の協議にて決定します。

6. 取締役の個人別の業績連動報酬および非金銭報酬の内容についての決定に関する事項

取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）の役員賞与の内容について、第3項の決定方針に基づく役員規程を取締役会で決議します。個人別の役員賞与の内容については、役員規程で決定されるものとします。また、取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）の業績連動型株式報酬の内容について、第3項の決定方針に基づく株式交付規程を取締役会で決議します。個人別の業績連動型株式報酬の内容については、株式交付規程で決定されるものとします。

#### 現行支給対象者

		取締役（監査等委員である取締役を除く。）		監査等委員である取締役	
		社内	社外	社内	社外
業績連動報酬	非金銭報酬（株式報酬）	○	—	—	—
	取締役（年額600百万円以内）	○	○	—	—
固定報酬	監査等委員である取締役（年額100百万円以内）	—	—	○	○

#### 改定後支給対象者

業績連動報酬	非金銭報酬（株式報酬）	○	—	—	—
	役員賞与（年額150百万円以内）	○	—	—	—
固定報酬	取締役（年額450百万円以内）	○	○	—	—
	監査等委員である取締役（年額100百万円以内）	—	—	○	○

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の1事業年度あたりの支給限度額の割合

現行



改定後



<ご参考>取締役会の構成

以下の取締役会の構成は本株主総会における第2号議案、第3号議案が原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	役職	社外	企業 経営・ 経営 戦略	研 究 開 発	営 業 ・ マ ー ケ ー テ ィ ン グ	製 造 ・ 調 達 ・ 品 質 管 理	法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス	財 務 ・ 会 計	国 際 性 ・ 海 外 経 験	サ ス テ ナ ビ リ テ ィ	人 財 戦 略
竹内 明雄	代表取締役会長		●	●	●	●					
竹内 敏也	代表取締役社長		●	●	●	●	●	●	●	●	●
横山 浩	常務取締役			●		●					
Clay Eubanks	取締役				●				●		
草間 稔	取締役 常勤監査等委員						●	●			
岩淵 道男	取締役 監査等委員	●					●	●			
宮田 裕子	取締役 監査等委員	●	●				●		●	●	●
織 英子	取締役 監査等委員	●					●				●
安藤 国威	取締役 監査等委員	●	●		●	●	●	●	●	●	●

※上記一覧表は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

<ご参考>

## 株式会社竹内製作所 社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、以下のとおり、社外取締役の独立性判断基準を定め、社外取締役（その候補者を含む）が以下のいずれの項目にも該当しないと判断される場合に、十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在または過去10年間のいずれかに、当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員その他の使用人であった者
2. 現在または過去3年間のいずれかに、以下の(1)～(10)のいずれかに該当する者
  - (1) 当社を主要な取引先とする者（\*1）またはその業務執行者
  - (2) 当社の主要な取引先（\*2）またはその業務執行者
  - (3) 当社の主要な借入先（\*3）またはその業務執行者
  - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（\*4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
  - (5) 当社の会計監査人である監査法人に所属していた者
  - (6) 当社の主幹事証券の業務執行者
  - (7) 当社の主要株主（\*5）またはその業務執行者
  - (8) 当社が主要株主（\*5）である会社の業務執行者
  - (9) 当社から多額の寄付等（\*6）を受ける者またはその業務執行者
  - (10) 当社との間で相互派遣している会社の業務執行者
3. 現在または過去1年間のいずれかに、次の（1）または（2）に該当する者の配偶者または2親等内の親族
  - (1) 当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員またはその他の使用人
  - (2) 上記2（1）～(10) のいずれかに該当する者が重要な者（\*7）である場合

\*1：当社を主要な取引先とする者とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社との取引額が当該取引先の売上高2%を超える者をいう

\*2：当社の主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該取引先との取引額が当社の売上高の2%を超える者をいう

\*3：当社の主要な借入先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該借入先からの借入額が当社の総資産の2%を超える者をいう

\*4：多額の金銭とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、年間1,000万円を超える額をいう

\*5：主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう

\*6：多額の寄付等とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円を超える額をいう

\*7：重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう

以上

# 事業報告 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは第四次中期経営計画（2026年2月期から2028年2月期まで）において、「Building Excellence ハイクオリティ、ハイパフォーマンス、ハイエンゲージメントで連結売上高3,000億円にチャレンジする。」をスローガンに掲げ、①販売網の拡充とアフターパーツの販売拡大、②生産機種の再編成とクローラーローダー新工場の建設、③電池式ミニショベルのラインナップ拡充、④人的資本への投資、⑤サステナビリティ経営の推進を重点施策として取り組んでおります。当期においては、2025年7月にクローラーキャリアの新製品「TCR50-3」を市場投入し、積極的な販売活動を展開しております。

当連結会計期間（2025年3月1日から2026年2月28日まで）における当社グループの販売台数は、北米、欧州及びアジア・オセアニアでの販売が堅調に推移し、前連結会計年度を上回りました。

北米では、ショベルの販売が想定以上に低調だったものの、クローラーローダーの販売が好調に推移し販売台数は前連結会計年度を上回りました。欧州では、引き続き国ごとに差はありますが、低迷していた製品需要が底打ちしたことで英国の販売子会社、及び欧州ディストリビューターでのショベル販売が好調に推移し、販売台数は前連結会計年度を上回りました。新しく注力地域に位置付けているアジア・オセアニアでは、主にオーストラリアの新規ディストリビューターが販売台数の増加に貢献し、前連結会計年度を上回りました。

当連結会計年度の受注高は1,904億3千4百万円（前連結会計年度比17.0%増）となりました。欧州からの受注はショベルを中心に順調に推移しました。米国の販売子会社においては、現地在庫が充足したことを背景に、お客様のご注文サイクルに変化が見られ、第3四半期では受注が一時的に落ち込みましたが、第4四半期では回復に転じました。この結果、当連結会計年度末の受注残高は、前連結会計年度末に比べ348億4千9百万円減少して435億6千8百万円となりました。

以上により、当連結会計年度の販売台数が前連結会計年度を上回ったことや、製品価格の値上げ等により売上高は過去最高の2,252億8千4百万円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。利益面におきましては、米国関税による31億6千7百万円の減益（関税コスト増51億3千8百万円のうち、19億7千1百万円を価格転嫁）や、為替影響による減益があったものの、売上高の増加や、前連結会計年度で発生した電池式ショベル関連部品の評価減による影響が当期は大きく縮小（前連結会計年度の26億5千9百万円に対して、当連結会計年度は1億1千7百万円）したこと等により営業利益は376億8千7百万円（同1.5%増）となり、経常利益は、為替差益を10億7千5百万円計上したこと等により391億8千7百万円（同10.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、税金費用を109億1千7百万円計上したことにより、282億7千万円（同8.3%増）となり、各段階利

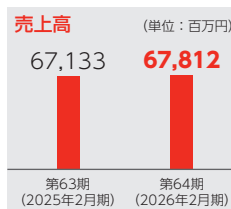
益も過去最高となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

## 日本

売上高  
**67,812**百万円  
(前連結会計年度比1.0%増)

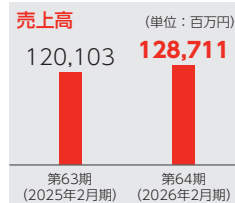
日本セグメントは、売上高のほとんどが欧州ディストリビューター向けの販売で占められております。欧州では、低調な経済環境が継続しているものの、低迷していた製品需要は底打ちし、ゆるやかに回復しました。このような環境下、販売台数は前連結会計年度を上回り、売上高は678億1千2百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。セグメント利益は、生産調整により主に米国子会社向けの売上高が減少したこと等により、313億6千3百万円（同8.6%減）となりました。



## 米国

売上高  
**128,711**百万円  
(前連結会計年度比7.2%増)

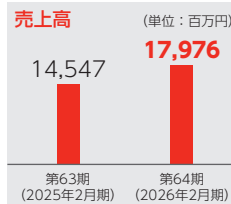
米国セグメントでは、政策金利の引き下げにより住宅ローン金利は低下傾向にありますが、住宅価格の高止まりが続いております。そのため、新築住宅への根強い需要はあるものの、住宅購入は停滞気味です。このような状況下、住宅関連工事に需要が流動しやすいミニショベルの販売は想定よりも低調に推移しました。一方、インフラや建設投資を中心とした非住宅関連工事の需要は堅調であり、これに後押しされる形でクローラーローダーの販売は好調を維持し、米国全体の販売台数は前連結会計年度を上りました。この結果、売上高は1,287億1千1百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。利益面では、米国関税による31億6千7百万円の減益（関税コスト増51億3千8百万円のうち、19億7千1百万円を価格転嫁）のほか、前期の第1四半期に行った本社からの仕切り価格の値上げ、低調だった販売を底上げするために当上期に実施した値引き、及びボリュームディスカウントの対象となる大手レンタル会社への販売比率の増加等の減益要因により、セグメント利益は67億3千5百万円（同38.3%減）となりました。



## 英国

売上高  
**17,976**百万円  
(前連結会計年度比23.6%増)

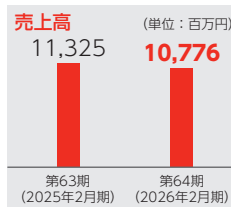
英国セグメントでは、低調な経済環境が継続しておりましたが、低迷していた製品需要は底打ちし、建設機械市場が回復しました。このような環境下、前年に抑制されていた当社製品の入れ替え投資があり、前連結会計年度比で販売台数が増加したこと等により、売上高は179億7千6百万円（前連結会計年度比23.6%増）となり、前期の第1四半期に行った本社からの仕切り価格の値下げ等により、セグメント利益は12億3千8百万円（同147.7%増）となりました。



## フランス

売上高  
**10,776**百万円  
(前連結会計年度比4.8%減)

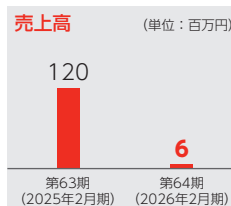
フランスセグメントでは、不安定な政治状況や低調な経済環境の継続が建設機械のみならず全般において投資意欲を減退させております。この結果、前連結会計年度比で製品の販売台数が減少したこと等により、売上高は107億7千6百万円（前連結会計年度比4.8%減）となり、前期の第1四半期に行った本社からの仕切り価格の値上げや、値引き等の減益要因もあり、セグメント利益は5億7千8百万円（同29.2%減）となりました。



## 中国

売上高  
**6**百万円  
(前連結会計年度比94.4%減)

中国セグメントは、日本セグメントに向けた建設機械の部品の製造・販売が事業の大半であり、外部顧客への売上高は6百万円（前連結会計年度比94.4%減）となり、セグメント利益は2億5千4百万円（同14.4%減）となりました。



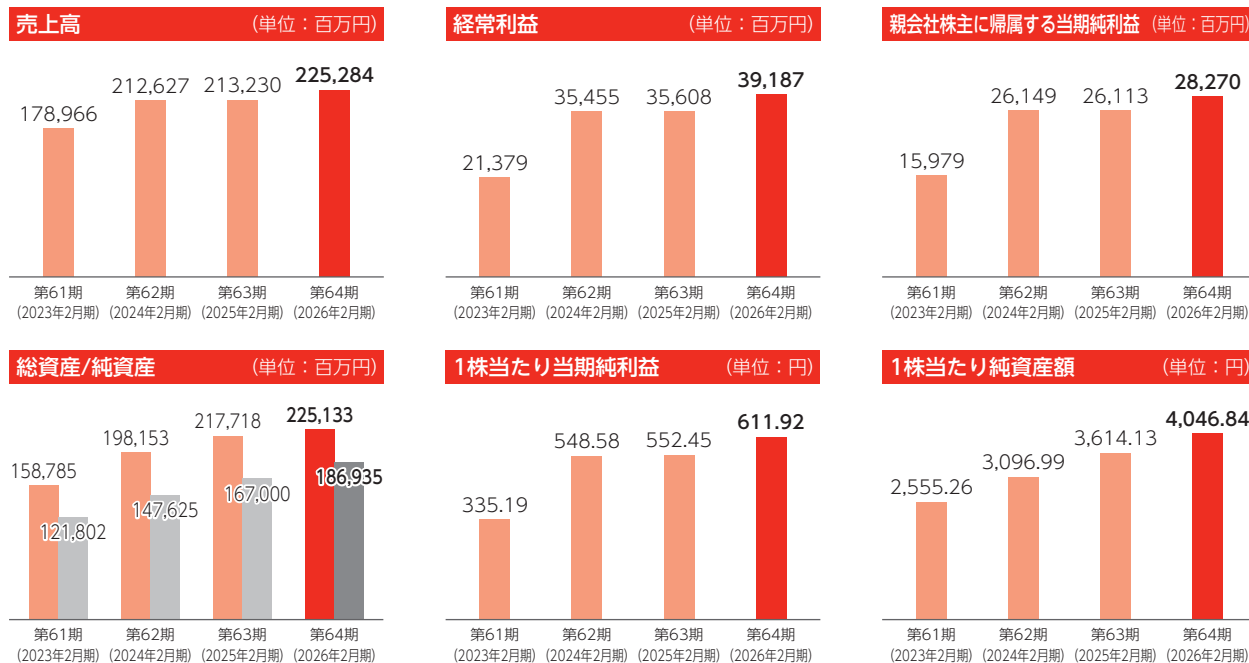
### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、27億6千8百万円であり、主なものは日本において、パーツセンター及び事務スペース拡張のための新棟に13億2千4百万円であります。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第61期 (2023年2月期)	第62期 (2024年2月期)	第63期 (2025年2月期)	第64期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売上高 (百万円)	178,966	212,627	213,230	225,284
経常利益 (百万円)	21,379	35,455	35,608	39,187
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,979	26,149	26,113	28,270
1株当たり当期純利益 (円)	335.19	548.58	552.45	611.92
総資産 (百万円)	158,785	198,153	217,718	225,133
純資産 (百万円)	121,802	147,625	167,000	186,935
1株当たり純資産額 (円)	2,555.26	3,096.99	3,614.13	4,046.84

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	3,177千米ドル	100.0	建設機械の製造・販売
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	2,211千英ポンド	100.0	建設機械の販売
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	2,280千ユーロ	100.0	建設機械の販売
竹内工程機械（青島）有限公司	16,000千米ドル	100.0	建設機械用部品の製造

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは3年間（2026年2月期～2028年2月期）の第四次中期経営計画を策定し、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ① 販売網の拡充とアフターパーツの販売拡大

##### イ) 北米

ディーラー網を現在の280拠点から3年後には360拠点へ拡大し、主力製品であるクローラーローダー及びショベルの積極的な販売活動に取り組んでおります。当事業年度におきましては、27拠点増加し307拠点となりました。加えて、既存、新規ディーラー全てのエンゲージメントを高める施策として、販売トレーニングやサービストレーニングを実施しております。年に一度のディーラーサミットでは、その年の振り返りと優秀ディーラーの表彰、翌年度の目標と課題を共有しております。

##### ロ) 欧州

イギリス、フランスにおいては販売子会社が、その他の欧州各国においてはディストリビューターが北米と同様の取り組み、すなわち販売トレーニング、セールストレーニング、ディーラーサミットを実施しております。また、これまでクローラーローダーは、販売のほとんどが北米でしたが、欧州においても段階的な拡販に向けた取り組みに着手いたしました。欧州各国の展示会にクローラーローダーを出展し、その存在と魅力をお客様に認知いただき、徐々に引き合い件数と販売台数を増やしております。

##### ハ) オセアニア

オーストラリアにディストリビューターを追加し、ショベルとクローラーローダーの販売拡大に取り組んでおります。また、地域別売上高の開示区分をこれまでの「アジア」から「アジア・オセアニア」に変更し、四半期ごとに実績を開示しております。

## 二) アフターパーツ

Takeuchi Genuine Parts (純正部品) による高品質・安心、Takeuchi Value Parts (第二純正部品) によるメリット (競争力のある価格設定) を訴求するとともに、これら部品を使用することを条件としたメーカー保証期間の延長を顧客に提案すること等により、アフターパーツ売上を拡大いたします。また、既存の本社パーツセンターの隣に第二パーツセンター (同棟のフロアレイアウトは1階をパーツセンター、2階を研修センター、3階を開発センターとしております。) を新設し、より迅速かつ効率的な供給体制を構築いたしました。アフターパーツ売上の実績につきましては、四半期ごとに開示しております。

※Takeuchi Genuine Parts : 新車に装着している部品と同じもの

Takeuchi Value Parts : 新車に装着している部品とは異なるが、当社が品質保証するもの

## ② 生産機種種の再編成とクローラーローダー新工場の建設

- イ) 本社工場と青木工場の生産機種種を再編成し、ショベルの生産能力をクローラーローダーに振り向けるとともに、増員による生産台数の底上げ、トレーニングによる生産効率の向上等により、2028年2月期には、クローラーローダーの生産台数を2025年2月期と比べて2倍に引き上げます。
- ロ) 2029年2月期以降の事業拡大を見据え、青木工場の隣接地にクローラーローダー新工場を建設します。新工場がフル稼働に至ると、ショベルとクローラーローダーを合わせた生産能力は、1.3倍となる見込みです。

## ③ 電池式ミニショベルのラインナップ拡充

パワフル、耐久性、操作性、快適性といった当社製品の強みを発展させつつ、販売中の2トン級に続き、1.5トン級と3.5トン級へと電池式ミニショベルのラインナップを拡充いたします。今のところ、経済面や運用面でディーゼル機の優位性が大きいことから、電動機の普及は想定を大きく下回るペースで推移しております。しかしながら、脱炭素は世界共通の目標であり、いつかは電動化の波がやってくるとの想定のもと、製品開発を継続してまいります。

## ④ 人的資本への投資

「人材こそが企業力の源泉」「人への分配は未来への投資」との基本方針のもと、従業員のウェルビーイング向上のための施策を強力に推し進めます。当社グループが目指す姿の共有、学ぶ機会の提供、健康経営の実践、ワークライフバランスの向上、DE&Iの推進等の取り組みを通じて、従業員がいきいきと働ける職場環境の実現を目指します。

## ⑤ サステナビリティ経営の推進

### イ) 環境 (GHG排出量の削減)

製品からのGHG 環境に優しい製品開発

工場からのGHG 省エネ活動の推進、太陽光パネルの設置、グリーン電力の使用

### ロ) 社会 (ステークホルダーエンゲージメントの強化)

株主 社長・取締役との十分な対話機会の確保、ご意見・ご要望を経営に反映

従業員 ウェルビーイングの向上、エンゲージメントサーベイの実施

販売先 お客様の現場・現物・現実を確認、製品開発とサービス向上に活かす

調達先 CSR調達方針への賛同要請、パートナーシップ構築宣言への賛同

### ハ) 企業統治 (ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化)

グローバル経営の基盤強化 企業法務の強化、管理部門の陣容強化、IT投資

リスクマネジメント サイバーセキュリティの強化

取締役の報酬制度改定 固定報酬と業績連動報酬の割合見直し

当事業年度におきましては、株主、従業員、取引先、顧客、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創こそが、企業経営における重要課題であるとの認識のもと、マルチステークホルダー方針を策定しました。中でも、企業の活力を生み出し、日々の業務を推進する従業員は、当社にとって最も重要な戦略的パートナーです。従業員が最大限のパフォーマンスを発揮し、より良い企業文化を共に築き上げるため、まずは現状を把握することを目的として、エンゲージメントサーベイを実施しました。また、取締役の報酬制度改定については、2026年5月28日開催の第64期定時株主総会において役員賞与制度導入の議案を上程しております。

なお、第四次中期経営計画の最終年度（2028年2月期）の数値目標を以下のとおり定めています。

\*2028年2月期の数値目標は、米国の関税政策による影響を織り込んでおりません。

		2026年2月期 実績	2028年2月期 数値目標
北米 売上高		1,284億円	1,784億円
└ 販売台数 増加率(2025年2月期比)		+1.5%	+60%
欧州 売上高		894億円	1,087億円
└ 販売台数 増加率(2025年2月期比)		+1.5%	+30%
アジア・オセアニア 売上高		40億円	100億円
日本・その他地域 売上高		32億円	29億円
連結売上高		2,252億円	3,000億円
└ このうちアフターパーツ売上		185億円	208億円
営業利益		376億円	520億円
└ 営業利益率		16.7%	17.3%
1株当たり当期純利益		611.92円	800円
自己資本利益率 (ROE)		16.0%	※2 17%以上
為替レート	米ドル	※1 149.97円	140.00円
	英ポンド	200.58円	177.00円
	ユーロ	169.63円	147.00円
	人民元	20.87円	19.30円

※1 2026年2月期の為替レートは、12ヶ月間の期中平均レートを表示しております。

※2 当社は以下を参考に、株主資本コストを10%と認識しており、株主資本コストを上回るROEを堅持したいと考えております。

■ アンケート法

機関投資家の皆様へのヒアリングしたところ、10%程度とする方が多い。

■ CAPM法

リスクフリーレート (2.0%) +  $\beta$  値 (1.5) × 市場リスクプレミアム (6%) = 11%

■ 益利回り法 (PERの逆数)

当社株式のPERは9倍から11倍で推移 → ゆえに  $1/9 = 11\%$ 、 $1/11 = 9\%$

株主の皆様のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも皆様のご期待にお応えできるよう努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

事業区分	主要製品
建設機械事業	ミニショベル・油圧ショベル・クローラーローダー等

## (6) 主要な営業所及び工場 (2026年2月28日現在)

### ① 当社

本社	長野県埴科郡坂城町
工場	長野県埴科郡坂城町、長野県小県郡青木村、長野県千曲市
オフィス	東京都港区
パーツセンター	オランダヘルダーラント州

### ② 子会社

TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	本 工 場	米国ジョージア州 米国サウスカロライナ州
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	本 社	英国ランカシャー州
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	本 社	フランスパルドワーズ県
竹内工程機械（青島）有限公司	本 社	中国山東省青島市

## (7) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,366 (461) 名	89名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、臨時雇用者数（常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。）は、年間の平均人数を（）外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
764 (443) 名	32名増	36.59歳	9.78年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数（常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。）は、年間の平均人数を（）外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の株式の状況 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 138,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,999,000株  
(自己株式2,714,045株を含む。)
- (3) 株主数 44,985名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社テイク	8,981	19.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,925	10.64
株式会社日本カストディ銀行	3,975	8.59
東京中小企業投資育成株式会社	1,803	3.89
株式会社八十二長野銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,800	3.88
竹内好敏	1,500	3.24
野村信託銀行株式会社	781	1.68
SMBC日興証券株式会社	727	1.57
岩崎泰次	676	1.46
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	496	1.07

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,714,045株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数4,925千株には、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株92千株が含まれておりますが、自己株式に含めておりません。

## 3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹 内 明 雄		※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 名誉会長 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役社長 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役社長 ※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事長 公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会 代表理事
代表取締役社長	竹 内 敏 也	監査室担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役 ※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事
取締役	渡 辺 孝 彦	購買部、生産管理部、 品質部、製造部担当	※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事
取締役	Clay Eubanks	営業部、アフターセールス サポート部担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役会長 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役
取締役	小 林 修	経営管理部、総務部、 法務室、人事部、 情報システム部担当	
取締役	横 山 浩	開発部、本社工場、 青木工場、生産技術部担当	
取締役 (常勤監査等委員)	草 間 稔		
取締役 (監査等委員)	岩 渕 道 男		岩渕道男公認会計士事務所代表 学校法人松商学園常務理事 株式会社 R & C ホールディングス社外監査役 キッセイ薬品工業株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	宮 田 裕 子		人事コンサルタント (個人事業主) 株式会社トリドールホールディングス社外取 締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	織 英 子		神田法律事務所代表 株式会社カネテック社外監査役
取締役 (監査等委員)	安 藤 国 威		ソースネクスト株式会社社外取締役 公立大学法人長野県立大学顧問

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の岩淵道男、宮田裕子、織英子及び安藤国威の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）の岩淵道男、宮田裕子、織英子及び安藤国威の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）草間稔氏は、永年勤務した銀行で培われた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）岩淵道男氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために草間稔氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. ※は、当社の100%子会社であり、当社と同一の事業を営んでおります。
7. 取締役（監査等委員）宮田裕子氏の戸籍上の氏名は、矢嶋裕子であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員及び執行役員であり、その保険料は全額当社が負担しております。

被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### イ) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職責を踏まえた適正な水準とすることを目的として「固定報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されます。監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、「固定報酬」のみで構成されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会といたします。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又は算定方法の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、取締役会で選任された取締役及び独立社外取締役全員で構成する任意の報酬諮問委員会を設置いたします。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬諮問委員会での審議を経て、答申を受けた議案に基づき、取締役会において決議いたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定は、取締役会の決議により報酬諮問委員会が委任を受け決定しております。

ロ) 個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬は、月例とし、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、役位、職務、在任年数、会社業績、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定いたします。

ハ) 個人別の固定報酬の額に関する決定方法及び委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の「固定報酬」の内容については、取締役会の決議により委任を受けた報酬諮問委員会が審議・決定しております。委任を受けた同委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額について、取締役会で決定した方針に従い、株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定する権限を有しております。当事業年度における同委員会の構成員は、次の通りです。

報酬諮問委員会

- 委員長　： 社外取締役（監査等委員） 岩淵 道男、  
委員　　： 社外取締役（監査等委員） 宮田 裕子、 社外取締役（監査等委員） 織 英子、  
社外取締役（監査等委員） 安藤 国威、 代表取締役社長 竹内 敏也、  
取締役（常勤監査等委員） 草間 稔

報酬諮問委員会は、独立社外取締役が議長を務め、構成員の過半数を独立社外取締役が占めております。独立社外取締役は、各取締役の職務執行の状況を客観的に評価できる立場にあります。また、同委員会の構成員である代表取締役社長は、職責上、当社の業績及び事業環境等を俯瞰し、各取締役の職務執行の状況を把握しております。このため、個人別の報酬額の決定プロセスにおいて、客観性及び透明性が確保され、公正かつ十分な審議ができることから、取締役会が同委員会に個人別の報酬額の決定を委任しております。

二) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、業務執行から独立した立場にある社外取締役全員と当社の業績及び事業環境等を俯瞰し、各取締役の職務執行の状況を把握している代表取締役社長をメンバーとする報酬諮問委員会で審議・決定しており、手続の客観性及び透明性が確保されているため、取締役会としては、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ) 監査等委員である取締役の報酬等に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、監査等委員会であり、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員の職務と責任を勘案し監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

ハ) 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等として、「業績連動型株式報酬」を採用しております。

「業績連動型株式報酬」については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP」信託という。）を導入しております。

なお、BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、連結営業利益率の目標達成度及び役位に応じて、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が、取締役の退任時に交付及び給付される株式報酬型の役員報酬です。

「業績連動型株式報酬」は、連結営業利益率の実績に応じて、33%から150%の範囲で報酬を決定しております。また、報酬は役位に応じて差を設けており、代表取締役社長を1.00として1.00から0.25の範囲で決定しております。

連結営業利益率を「業績連動型株式報酬」に係る指標として選択した理由は、連結営業利益率が本業によって得た売上高に対し、どの程度利益を得ることができたかを示す指標であり、経営効率性を評価するものとして適当と判断しているためであります。

なお、当事業年度の連結営業利益率は、16.7%となりました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬と業績連動型株式報酬の割合については、固定報酬を主としております。当事業年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）における固定報酬と業績連動型株式報酬の支給割合は、おおむね、7：1となっています。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型 株式報酬	
		金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	390 (-)	342 (-)	48 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	66 (31)	66 (31)	- (-)	6 (5)
合 計 (うち社外役員)	457 (31)	408 (31)	48 (-)	12 (5)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には2025年5月23日付けで退任した取締役 (監査等委員) 1名並びに就任した取締役 (監査等委員) 1名を含めております。

3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の該当者はおりません。

4. 業績連動型株式報酬は、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額であります。

5. 取締役の報酬限度額は、2025年5月23日開催の第63期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額を年額600百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております (決議された時点において、その定め対象とされていた取締役の員数は6名)。なお、別枠で、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) について2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として3事業年度を対象として、合計100百万円以内と決議いただいております (決議された時点において、その定め対象とされていた取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名)。また、2025年5月23日開催の第63期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額100百万円以内と決議いただいております (決議された時点において、その定め対象とされていた監査等委員である取締役の員数は5名)。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 (監査等委員) 岩渕道男氏は、岩渕道男公認会計士事務所代表及び学校法人松商学園常務理事、株式会社 R & C ホールディングス社外監査役、キッセイ薬品工業株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

- ・取締役 (監査等委員) 宮田裕子氏は、人事コンサルタント (個人事業主) 及び株式会社トリドールホールディングス社外取締役 (監査等委員) であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。

- ・取締役 (監査等委員) 織英子氏は、神田法律事務所代表及び株式会社カネテック社外監査役であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。

- ・取締役 (監査等委員) 安藤国威氏は、ソースネクスト株式会社社外取締役及び公立大学法人長野県立大学顧問であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 岩淵 道男	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会においては委員長として、役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 宮田 裕子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。主に人事コンサルタントとしての人的資本経営に関する専門的見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 織 英子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。主に法律専門家としての法律等の専門的見地からの発言に加えて、特に豊富な経験と深い見識を有する労働安全衛生の向上、職場環境の改善に関して発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 安藤 国威	2025年5月23日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に日本を代表するグローバル企業において経営トップを務めた経験、加えて、大学の理事長としてグローバルな視野を持つリーダーの育成に取り組んだ見識を活かし、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として「サステナビリティ開示に関する助言業務」について対価を支払っております。

### (4) 連結子会社の監査

当社の以下の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

法人名
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.
竹内工程機械（青島）有限公司

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第64期 2026年2月28日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>183,948</b>
現金及び預金	57,170
受取手形及び売掛金	44,829
商品及び製品	49,038
仕掛品	12,832
原材料及び貯蔵品	16,094
その他	5,172
貸倒引当金	△1,190
<b>固定資産</b>	<b>41,184</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>29,020</b>
建物及び構築物	20,138
機械装置及び運搬具	3,354
工具、器具及び備品	834
土地	4,333
建設仮勘定	360
<b>無形固定資産</b>	<b>879</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,284</b>
投資有価証券	367
繰延税金資産	9,478
退職給付に係る資産	535
その他	903
<b>資産合計</b>	<b>225,133</b>

科目	第64期 2026年2月28日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>37,405</b>
買掛金	25,304
未払法人税等	3,878
賞与引当金	867
製品保証引当金	3,249
その他	4,106
<b>固定負債</b>	<b>791</b>
役員株式給付引当金	179
退職給付に係る負債	142
その他	470
<b>負債合計</b>	<b>38,197</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>166,391</b>
資本金	3,632
資本剰余金	3,631
利益剰余金	168,230
自己株式	△9,104
その他の包括利益累計額	20,544
その他有価証券評価差額金	196
為替換算調整勘定	20,157
退職給付に係る調整累計額	189
<b>純資産合計</b>	<b>186,935</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>225,133</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第64期 2025年3月1日から 2026年2月28日まで
売上高	225,284
売上原価	169,098
売上総利益	56,186
販売費及び一般管理費	18,498
営業利益	37,687
営業外収益	1,593
受取利息	394
受取配当金	7
為替差益	1,075
その他	115
営業外費用	93
固定資産除却損	4
デリバティブ評価損	75
その他	13
経常利益	39,187
税金等調整前当期純利益	39,187
法人税、住民税及び事業税	11,360
法人税等調整額	△443
当期純利益	28,270
親会社株主に帰属する当期純利益	28,270

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第64期 2026年2月28日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>114,788</b>
現金及び預金	33,859
受取手形	36
売掛金	53,424
商品及び製品	9,322
仕掛品	1,216
原材料及び貯蔵品	12,836
前払費用	266
未収消費税等	3,727
その他	101
貸倒引当金	△0
<b>固定資産</b>	<b>30,633</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,415</b>
建物	11,872
構築物	1,492
機械及び装置	1,953
車輛及び運搬具	124
工具、器具及び備品	544
土地	2,196
建設仮勘定	230
<b>無形固定資産</b>	<b>580</b>
借地権	122
ソフトウェア	455
その他	2
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,637</b>
投資有価証券	367
関係会社株式	7,397
関係会社出資金	432
関係会社長期貸付金	550
長期前払費用	379
前払年金費用	261
保険積立金	192
繰延税金資産	1,731
その他	324
貸倒引当金	△0
<b>資産合計</b>	<b>145,422</b>

科目	第64期 2026年2月28日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>30,031</b>
買掛金	21,267
未払金	2,022
未払費用	260
未払法人税等	3,849
賞与引当金	867
製品保証引当金	1,298
その他	465
<b>固定負債</b>	<b>598</b>
役員株式給付引当金	179
資産除去債務	127
その他	292
<b>負債合計</b>	<b>30,630</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>114,594</b>
<b>資本金</b>	<b>3,632</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>3,631</b>
資本準備金	3,631
<b>利益剰余金</b>	<b>116,434</b>
利益準備金	22
その他利益剰余金	116,412
別途積立金	18,060
繰越利益剰余金	98,352
<b>自己株式</b>	<b>△9,104</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>196</b>
その他有価証券評価差額金	196
<b>純資産合計</b>	<b>114,791</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>145,422</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第64期 2025年3月1日から 2026年2月28日まで
売上高	187,514
売上原価	147,044
売上総利益	40,470
販売費及び一般管理費	12,241
営業利益	28,228
営業外収益	1,358
受取利息及び配当金	195
為替差益	1,067
その他	95
営業外費用	78
固定資産除却損	2
デリバティブ評価損	75
その他	0
経常利益	29,508
税引前当期純利益	29,508
法人税、住民税及び事業税	8,462
法人税等調整額	△4
当期純利益	21,051

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社竹内製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 彰夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	網中 規雄

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社竹内製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社竹内製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	<u>木村 彰夫</u>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	<u>網中 規雄</u>

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2025年3月1日から2026年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月17日

株式会社竹内製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 **草間 稔** ㊞

監査等委員 **岩渕道男** ㊞

監査等委員 **宮田裕子** ㊞

監査等委員 **織 英子** ㊞

監査等委員 **安藤国威** ㊞

(注) 監査等委員岩渕道男、宮田裕子、織 英子及び安藤国威は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール

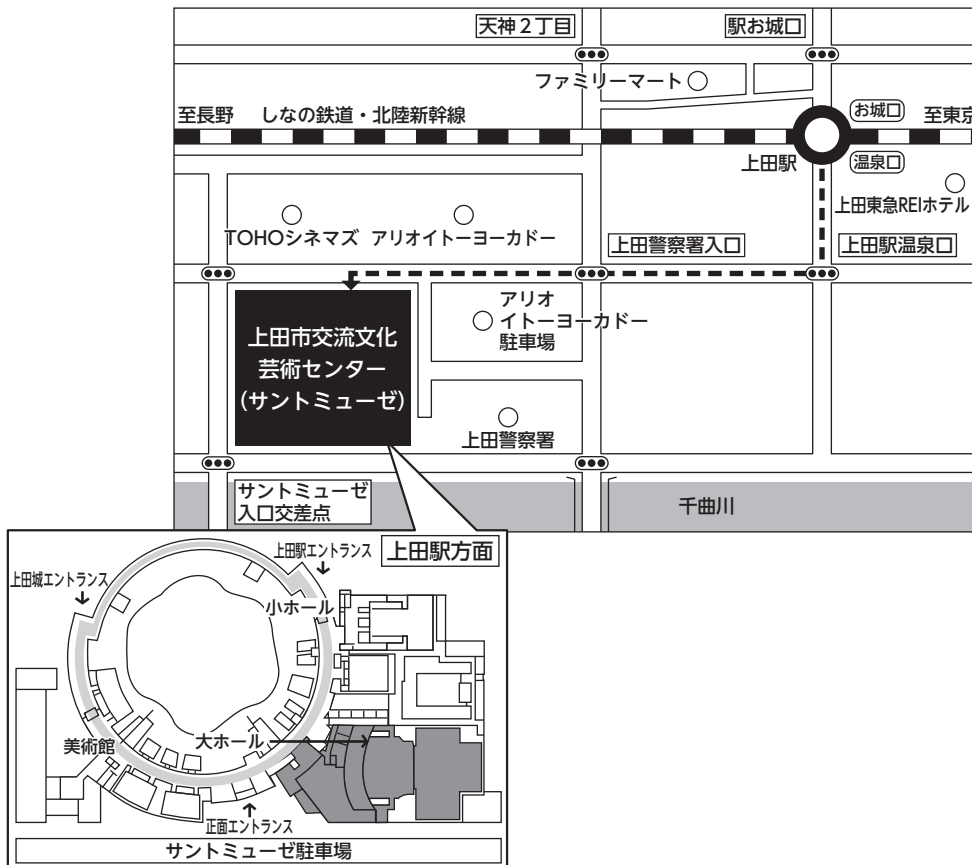
〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号

TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

### 電車の場合

北陸新幹線・しなの鉄道・上田電鉄別所線「上田駅」温泉口から徒歩約7分

徒歩でお越しの株主様は「上田駅エントランス」からご入場ください。



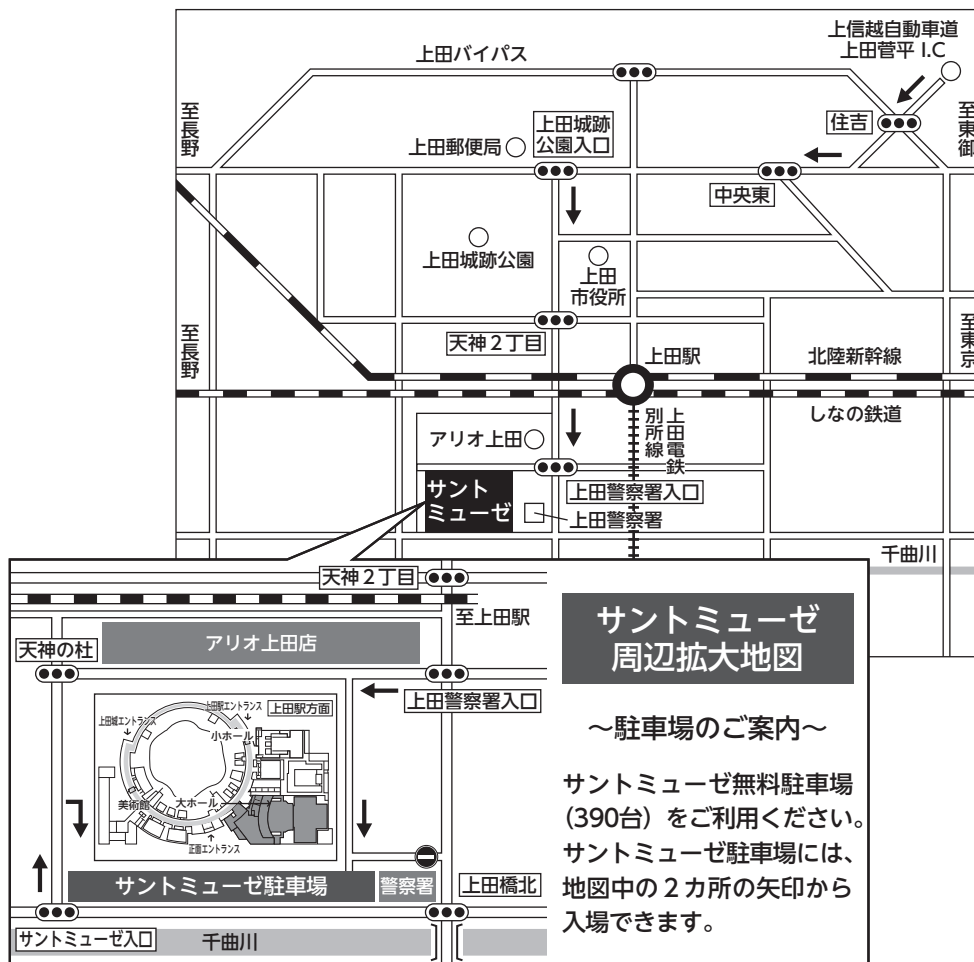
## 定時株主総会会場ご案内図

会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール  
〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号  
TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

お車の場合

上信越自動車道「上田菅平I.C」から約15分  
駐車場ご利用の株主様は「正面エントランス」からご入場ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。